

1. 現状

農林水産業等を営む営農組織や個人・法人が、国庫補助により取得した機械・施設等の資産（補助対象財産）を設立した新法人へ有償譲渡又は長期間貸し付けする場合、このことによって**利益を得ることのないよう、原則として補助金の返還（国庫納付）が必要**（補助金適正化法及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」平成20年5月農水省）

農業経営の法人化の推進

特例措置あり

営農組織※₁・個人の農家が新法人に移行

当該補助対象財産を新法人へ有償譲渡し又は長期間貸し付けし、**経営に同一性・継続性が認められる※₂場合、国庫納付を要しない。**

※₁ 営農組織：集落で暮らす農家同士で共同して農作業を行う任意組織（法人格なし）

※₂ 経営に同一性・継続性が認められる：補助対象財産を所有している個人等が、当該株式会社の役員（取締役）となること等

「営農組織・個人」か「法人」という違いで、特例措置の有無が異なる。

特例措置なし

法人が新法人を設立

新法人へ有償譲渡し又は長期間貸し付けする場合、**国庫納付を要する。**

→ 国庫納付に係る費用や事務負担が、**事業の効率化等による収益力向上のための新法人設立の妨げ**になっている。

2. 要望内容（三重県）

補助対象財産の所有者である**法人が、新法人の経営に関与する一定の条件※**を満たした別法人を新たに設立し、補助目的に沿って当該財産の使用を継続する場合は、**国庫納付を求めないこと。**

※例：新会社の議決権の過半数を取得することとなる**出資比率50%超**で法人を設立する場合

3. 農水省の対応

補助対象財産を所有する**法人が、事業の効率化等により収益力の向上を図るため、補助対象財産を議決権の過半数を有する別法人に有償譲渡し又は長期間貸し付ける場合**であって、当該別法人に補助対象財産の処分制限期間の残存期間内、補助条件を承継する場合について、**国庫納付を要しないこととし、その旨を令和3年9月中に承認基準に明記**する。